随意契約結果及び契約の内容

業　務　の　名　称	令和８年度益田道路３号橋詳細設計業務
業　務　概　要	本業務は、一般国道９号益田道路（久城～高津）において、橋梁詳細設計を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局　浜田河川国道事務所長 徳光　優 島根県浜田市相生町３９７３
契　約　年　月　日	令和　８年　９月　７日
契　約　業　者　名	（株）綜合技術コンサルタント
契　約　業　者　の　住　所	東京都江東区亀戸７－６－４
契　約　金　額	５８，１５７，０００円（税込み）
予　定　価　格	５８，１５７，０００円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業　務　場　所	島根県益田市下本郷町～益田市中吉田町地内
業　種　区　分	土木関係建設コンサルタント業務
履　行　期　間　（自）	令和　８年　９月　８日
履　行　期　間　（至）	令和　９年　３月３１日
備　考	入札情報サービス（ＰＰＩ） （https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx） にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

公表日：令和８年９月７日

契 約 理 由 書
（簡易公募型プロポーザル方式）

契約業者名　：　株式会社綜合技術コンサルタント

業務の名称　：　令和８年度益田道路３号橋詳細設計業務

契 約 理 由：

本業務は、一般国道９号益田道路（久城～高津）において、橋梁詳細設計を行う業務である。

業者の選定にあたっては、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、技術者評価、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、上記業者と契約することが妥当である。

よって、会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号により、上記業者と契約を結ぶものである。